

おんか

2002.1.25
No.763
お知らせ版



プーさんシリーズがついに映画になった。



文化ふれあい事業 ディズニー映画上映会

「ティガーマービー ～プーさんの贈りもの～」

「102 (ワン・オー・ツー)」

- とき 3月24日(日) 午前11時～午後0時17分(「ティガーマービー」)
午後1時～午後2時42分(「102」)
- ところ 遠賀町中央公民館大ホール
- 費用 無料ですが入場整理券が必要です
- 定員 各474人(先着順)
- 申し込み 2月1日(金)から社会教育係、中央公民館、図書館、コミュニティーセンターで入場整理券を配布します
- 問い合わせ 生涯学習課社会教育係

※ホール内では飲食・喫煙はできませんので、ご了承ください。

まもなく始まりです

町民税・所得税の申告

2月18日(月)から3月15日(金)まで



今年も申告の季節が近づいてきました。遠賀町では、次の日程で町民税(国民健康保険税)と所得税の確定申告の相談受付を行います。該当する人はもちろん申告してください。

町民税・国民健康保険税の申告

◆申告が必要な人

- 平成14年1月1日現在に町内に住み、次のいずれかに当てはまる人
- ①個人で事業を営んでいる人
- ②勤務先で町民税を給与から引かれていない人

(アルバイトや臨時雇いの人など)

- ③平成13年中に退職した人で、再就職していない人
- ④給与所得者で、平成13年中の給与以外の所得(地代、家賃、配当など)が二十万円以下の人
- ⑤年金収入があり、扶養控除や社会保険料控除などを受ける人

なお、町民税の申告が必要と思われる人には、町民税の申告案内を郵送します。通知ハガキに書かれている書類を持ってきて申告してください。

平成13年中の収入が全くない場合や、税金の対象とならない遺族年金や障害年金などのみの場合でも、国民健康保険の加入者は申告が必要です。申告していない場合は、国民健康保険税(介護保険料を含む)の減額世帯の対象になりませんので、必ず申告してください。

◆申告が必要ない人

- 平成13年分の所得税の確定申告(還付申告)をした人
- (所得税の確定申告をすること)

で町民税の申告書を提出したことになります)

- 給与所得者で、年末調整が済んでいて、勤務先から役場へ「給与支払報告書」が提出されている人(提出されているかどうかは、勤務先へ確認してください)

- 平成13年中の収入が公的年金だけで、次のいずれかの人
- ①公的年金の収入金額が二百二十八万円以下の人(昭和12年1月1日までに生まれた人)
- ②公的年金の収入金額が百万円以下の人(昭和12年1月2日以降に生まれた人)

所得税の確定申告

◆確定申告が必要な人

- 平成13年中に事業所得、不動産所得、譲渡所得などがあつた人で、所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超える人

- 次のいずれかに当てはまる給与所得者
- ①給与の年収が、千万円を超える人
- ②2力以上から給与の支払いを受けている人
- ③給与所得や退職所得以外の所得(年金など)が二十万円を超える人

確定申告が必要な人が、期限までに申告をしなかったり間違つた申告をしたりすると、無申告加算税や延滞税を納めなければならぬことがあります。申告は正しく行なってください。

昨年確定申告をして所得税を納めた人や事業所得がある人、また、不動産などの譲渡があつた人には、税務署から申告書が郵送されます。申告するときは、この申告書を持って来てくださ

配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者控除・配偶者特別控除の額は、配偶者の所得額によって変わります。配偶者の所得額がわかるもの(源泉徴収票など)を持ってきてください。

野菜、花、果物などを出荷している農家

野菜、花、果物などを出荷している農家の人は、米麦と合わせて収支申告をするようになっていきます。申告の仕方や収支内訳書への記載方法がわからない場合は、税務署職員による申告相談の日に来てください。

●とき

- 2月7日(木)、8日(金)
- 午前9時30分～11時
- 午後1時～3時

●ところ 役場2階大会議室

●持ってくるもの

収入や支出金額が分かるもの(仕切り書、通帳、領収書など)

● 所得税・町県民税の申告、譲渡・収支申告の日程

日	月	火	水	木	金	土
2月17日 Q上付	18日 中央	19日 旧停 田園北	20日 田園南 若葉台	21日 別府 (姓がア行からナ行までの人)	22日 芙蓉 別府 (姓がイ行以降の人)	23日
24日	25日 老良 若松	26日 尾崎 千代丸	27日 松ノ本 (姓がア行からナ行までの人)	28日 松ノ本 (姓がイ行以降の人) 虫生津	3月1日 Q上付 浅木	2日
3日	4日 上別府	5日 今古賀 島津	6日 広渡	7日 木守	8日 鬼津	9日
		収支 ^{注1)}				
		譲渡 ^{注2)}		農業収支 ^{注3)}		
10日	11日 道官 緑ヶ丘	12日 新町	13日 東和苑	14日 遠賀川	15日 指定の日に来れな かった人 (譲渡、収支等は除く)	16日

注1) 収支 不動産所得や営業などの収支申告者 注2) 譲渡 土地・建物などの譲渡所得がある人 注3) 農業収支 農業所得の収支申告者

お願い

- ①譲渡所得がある人は、必ず3月5日(火)または3月6日(水)に来てください。
- ②自営業や不動産などで収支申告をする人、または事業を起こして初めて申告する人は3月5日(火)から3月8日(金)までに来てください。
- ③農業所得で収支申告をする人は、3月7日(木)または3月8日(金)に来てください。
- ④税務署から特に日時指定されている人は指定された日に来てください。

●受付時間●
午前9時～11時30分
午後1時～4時
●ところ●
役場2階大会議室

これだけはお忘れなく ～確定申告の七つ道具～

- ①税務署から申告書が送られてきた人は、申告書
- ②給与や年金などがある人は、源泉徴収票
- ③医療費控除を受ける人は、医療費の領収書、保険などで補てんされた金額の明細書
※医療費の内訳と、領収書の合計額を内訳書に必ず記入しておいてください。(内訳書は役場税務課にあります)
- ④生命保険料控除を受ける人は、支払保険料の証明書
- ⑤損害保険料控除を受ける人は、支払保険料の証明書
- ⑥住宅借入金等特別控除を受ける人は、住民票の写し、住宅取得資金の借入金の年末残高等証明書、家屋の登記簿謄(抄)本、売買契約書または請負契約書の写し
※敷地等の購入に係るローンの控除を受ける場合は、敷地等の登記簿謄(抄)本、分譲に係る契約書の写し
- ⑦印鑑(認印で可)

所得税の還付申告

確定申告の時期は大変混雑しますので、還付申告をする人は、次の日に来てください。

- とき 1月31日(木)～2月8日(金)
午前9時30分～11時30分
午後1時～3時30分
※2月2日(土)・3日(日)・6日(水)はお休みです。
- ところ 遠賀コミュニティーセンター
- 対象 給与や年金などの源泉所得税が還付になる人
①マイホームをローンで購入した人
②医療費をたくさん支払った人
③災害などを受けた人
④退職して年末調整を受けていない人 など

★所得税の問い合わせ 若松税務署 ☎093(761)2536
★町県民税の問い合わせ 役場税務課 ☎(293)1234



わんぱく教室

(テーマ「鬼さんとおともたち」)

- とき 2月5日(火)
午前10時～11時30分
受付は午前9時30分～10時
- ところ 遠賀コミュニティセンター
- 対象 町内在住の生後4か月から就学前までの乳幼児

くらしの Living Information 情報



役場 293-1234

さわやかリフレッシュ教室

(テーマ「寝たきり予防・骨を丈夫に」)

- 内容 お母さんたちの人形劇(すくほん)、保育士のお遊び、育児交流
- 持ってくるもの おしぼり、水筒、いらぬタオル、ハサミ、輪ゴム、クレヨン
- 費用 無料
- その他 動きやすい服装で参加してください
- 問い合わせ 福祉課健康対策係

妊婦教室

- とき 2月4日(月)
午後1時30分～3時30分
受付は午後1時20分～1時30分
- ところ 遠賀町役場
- 内容 母子健康手帳の交付、産前・産後の知識、妊婦体操と出産の補助動作



4か月児健康診査

- とき 2月14日(木)
受付は午後1時～1時10分
- ところ 遠賀町中央公民館
- 対象 平成13年9月から10月までに生まれた乳児
- ※対象者には通知します
- 内容 医師による診察、身体測定、保健婦・栄養士による健康相談、離乳食集団指導
- 持ってくるもの 母子健康手帳、健康診査票、バスタオル
- 費用 無料
- 問い合わせ 福祉課健康対策係

搾りたてのお酒を 味わおう!

「遠賀の雫」試飲ツアー
遠賀町の特産品「遠賀の雫」の新酒を酒蔵まで試飲に行きます。搾りたての地酒を味わってみませんか?

- とき 2月24日(日)
午前9時役場出発
- ところ 嘉穂町大里酒造
- 費用 500円
- 定員 40人(先着順)
- 申し込み 遠賀町商工会
☎(293) 0165



ひとのうごき

世帯数	人口
6,640 (+9)	19,801 (+25)
●男… 9,440	●女… 10,361
●転入… 67	●転出… 33
●出生… 11	●死亡… 21

平成13年12月末日現在 ()は前月比



子どもたちの喜ぶ顔を見よう! 子どもまつりの協力団体募集

- 4月29日(祝)に行なわれる「子どもまつり」で、出し物や模擬店などに協力できる団体やグループを募集しています。
- 申し込み 2月28日(木)までに申し込んでください
- 遠賀町青少年育成町民会議 (教育委員会内)



どなたにでもお見せします

情報公開制度

今までよりも、もっと開かれた町を目指して、平成14年4月1日（月）から情報公開制度を実施します。

●実施機関

役場、議会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会

●対象文書

平成13年4月1日以降に職務上作成、取得した文書で、実施機関が管理している文書

(図面、写真及び録音テープなどの磁気的記録を含む)

※平成13年3月31日以前の文書でも、公開できるものは公開します

●公開できない文書

個人的な情報が記録されている文書など

●請求出来る人

どなたでも可

●費用

①閲覧 300円

(文書のまとまりごとや録音テープ1巻ごとなど)

②写しの交付

B4サイズ以下 1ページ 10円

A3サイズ 1ページ 20円

録音テープ 1巻 300円

●手続き

請求用紙に必要事項を記入して各実施機関に提出してください

※請求用紙は総務課にあります

●問い合わせ 総務課庶務係

農作業をしてみませんか? お助けマン募集

農繁期の労働力不足対策として、また地域の労働力を活用するために、農作業を手伝える人（お助けマン）を募集します。

お助け組織に加入してもらい、農家が必要ときに農作業をお願いします。

●とき 農家の希望による

(ある程度は調整できます)

●ところ

遠賀郡、中間市の農家

●対象 遠賀郡、中間市在住者

●内容 比較的軽度な農作業全般
(定植、収穫、荷造りなど)



●賃金 時給 六百五十円程度
●問い合わせ
役場産業課農政商工係または
お助け組織事務局

(JAおんが園芸畜産課)
☎093(282)3089

福祉の職場説明会

●とき 2月22日(金)

午前10時30分～午後4時

●ところ

クローバープラザ(春日市原町)

●内容

事業所と求職者の面談、資格取得相談など

●費用 無料

●問い合わせ

福岡県福祉人材センター

☎092(584)3310

障害者雇用促進面談会

●とき 2月21日(木)

午後1時～4時

受付 午後0時30分～3時

●ところ ホテル日航福岡

(福岡市博多区)

●費用 無料

●問い合わせ

福岡中央公共職業安定所

☎092(712)8609

奥野かおりトリオライブ

遠賀町在住のピアニスト奥野かおりさんによる、大人も子どもも

楽しめるコンサートです。

●とき 2月3日(日) 午前11時～

●ところ

遠賀コミュニティセンター

●対象 どなたでも可

健康マラソン大会

●費用 五百円(3歳未満無料)

●問い合わせ

グリーンコープ中遠支部

☎(291)3111

●とき 2月24日(日) 午前9時～

受付 午前8時30分～

●ところ

遠賀総合運動公園周辺道路

●対象 町内在住者、または在勤者

●種目

小学1年～3年(男女別) 1km

小学4年～6年(男女別) 2km

中学生男子、一般男子(5歳刻み) 3km

中学生女子、一般女子(5歳刻み) 2km

●申し込み 2月12日(火) まで

に申し込んでください

遠賀町体育協会事務局

☎(293)5434



ふれあいの里

2月の催し物

寒い日にはふれあいの里のお風呂で、心も体も温まりませんか？

◆イキイキヨガ体操

ゆったりとした呼吸と動きで自然治癒力を高めましょう。

●とき 2月7日(木)

午前10時30分～11時30分

●持ってくるもの バスタオル、運動できる服装

◆芸能・音楽訪問

●とき

2月20日(水) 勸みほ会、西川流昌舞会

2月27日(水) 新町カラオケ愛好会

(どちらも午前11時～11時50分)

※ヨガ体操、芸能・音楽訪問とも参加は無料ですが、入館料が必要です。

●問い合わせ ふれあいの里センター

☎(293) 2030



She is a silver medalist.

大庭公子さん世界ベンチプレス選手権で銀メダル

遠賀勤労者体育センター所属の大庭公子さんが、12月6日から9日まで、ニュージーランドで開かれた世界ベンチプレス選手権大会で銀メダルを獲得しました。しかもマスターズの世界記録を更新しての栄誉です。

「一緒に練習してきた泉原さんをはじめ、みんなが普段と同じような雰囲気をつくってくれたのが、これだけの成績を残せた一番の要因ですね。おかげで私はほとんど緊張せずに競技が出来ました。むしろ家族や周りの人のほうが緊張していたみたいです」と言われる大庭さん。それまで重ねてきた厳しい訓練に裏打ちされた自信と、すばらしい成績を取めた喜びが、その笑顔にはみなぎっていました。



Happy Birthday

平成11年1月18日生



ふるこの
古殿
しょうた
翔汰ちゃん
(中央)

歌と踊りが大好きな翔汰くん。4月から通う幼稚園では十分発揮できるかな？

渡り鳥が来た村

〜尾崎・天神遺跡(3)〜

前回、鳥形瓶は他の地域との交流を示す品と言いました。しかし、遠くとの交流があまり盛んだったと思えない時代に、一体どんな人が鳥形瓶を持っていたのでしょうか？

尾崎天神遺跡では、15棟の建物が見つかりました。その中に、平行に並んだ2棟の建物があります。2つとも長辺が12m前後もある大型の建物で、柱の間隔も同じ、中央に塀があり、対になっています。その他の小型の建物や倉庫は、この2つの建物と平行か直行しているの、付随した建物のようなのです。

この建物群は、当時の一般的な建物である竪穴住居とは異なります。そんな建物が15棟もあるの、ここに住んでいた人が



特別な地位の人だといふのは容易に想像できません。

ところで、鳥形瓶は約千四百年前のものです。その当時は、大化の改新による国郡里制(国は都道府県、郡は郡、里が市町村のようなものです)が敷かれていました。

そして、この周辺を治めた里長が居を構えたのがこの天神遺跡だと推測されているのです。単なる地方の有力者ではなく、中央とつながりがあった里長だから、珍品の鳥形瓶を手に入れたのでしょう。

さて、この鳥形瓶と以前紹介した三輪玉は二月末まで民俗資料館で展示しています。一度訪れて、はるかな古代に想いを巡らせてはいかがでしょうか。

